



発行 東京都

目次

20

規則（教）

- 東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………二
  - 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………二
  - 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………二
  - 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………二
  - 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………三
  - 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………三
  - 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………三
  - 東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則の一部を改正する規則……………三
  - 東京都立多摩社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- 訓 令（教）
- 東京都教育委員会事案決定規程の一部改正……………四
  - 東京都教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部改正……………四
  - 東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程の一部改正……………五
  - 東京都教育委員会職員服務規程の一部改正……………五
  - 東京都立学校職員服務規程の一部改正……………六
  - 学校職員の休暇処理に関する規程の一部改正……………六
  - 東京都教育委員会職員表彰規程の一部改正……………七
  - 東京都公立学校における再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部……………七

改正

- 通勤手当支給規程の一部改正……………七
  - 教育関係職員の旅費支給規程の一部改正……………八
  - 休職者給与支給規程の一部改正……………八
  - 退職手当支給手続規程の一部改正……………九
  - 東京都教育委員会職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する規程の一部改正……………九
  - 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………九
- 訓 令（選）
- 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正……………一〇
- 規則（人）
- 東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則……………一〇
- 規程（水）
- 東京都監査事務局処務規程の一部改正……………二
  - 東京都水道局議等の設置及び運営に関する規程の一部を改正する規程……………二
  - 東京都水道局分課規程の一部を改正する規程……………二
  - 東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………三
  - 東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程……………三
  - 東京都水道局公印規程の一部を改正する規程……………三
  - 東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………三
  - 東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………三
  - 東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………三
  - 東京都水道局職員被服規程の一部を改正する規程……………三
  - 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………三
- 訓 令（水）
- 東京都水道局処務規程の一部改正……………四
  - 東京都水道局支所処務規程の一部改正……………五
  - 東京都水道局建設事務所処務規程の一部改正……………五

- 東京都水道局水源管理事務所処務規程の一部改正……………五
- 東京都水道局浄水管理事務所処務規程の一部改正……………五
- 東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程の一部改正……………六
- 東京都水道局研修・開発センター処務規程の一部改正……………六
- 東京都水道局水運用センター処務規程の一部改正……………六
- 東京都水道局水質センター処務規程の一部改正……………六

規 則 (教)

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十三号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則（平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「又は当該到達した電子文書を所掌する係」を削る。

別表起案文書の部審査請求等に関するものの項中「、異議の申立て」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十四号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二十六条第二項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「あわせ」を「併せ」に改める。

別表第三中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十五号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第六条第一項中「職員の選考に関する規則」を「職員の試験及び選考に関する規則」に改める。

第三十条第二項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「あわせ」を「併せ」に改める。

別表第三中「一九四、二〇〇円」を「一九四、四〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十六号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

る規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、当該任用期間の属する年度内において、職員が引き続き任用されたときの年次有給休暇は、別表第三に規定する日数に、直前の任用において使用しなかった年次有給休暇の日数を加えた日数とする。

第十四条に次の一項を加える。

3 当該任用期間の属する年度の翌年度において、職員が引き続き任用されたときは、前二項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、二十日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その年度における勤務実績が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の正規の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度における総日数及び勤務した日数から除く。

第二十三条の三中「又は小学校」の下に、「義務教育学校の前期課程」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十七号

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十八号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則（平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十九号

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十二条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条の四第三項中「係の事務又は」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十号

東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則の一部を改正する規則  
東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成五年東京都教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「中学校長」の下に「、義務教育学校長又は中等教育学校長」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十一号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第二号

東京都教育委員会事案決定規程（昭和四十七年東京都教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

教 育 庁

別表八の項中「、異議の申立て」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第三号

東京都教育委員会

教 育 庁

教 育 事 務 所

教 育 庁 出 張 所

事 業 所

都 立 高 等 学 校

公 立 中 等 教 育 学 校

公 立 特 別 支 援 学 校

公 立 中 学 校

公 立 小 学 校

公 立 義 務 教 育 学 校

公 立 共 同 調 理 場

東京都教育委員会訓令前行署名式及び令達式（昭和二十六年東京都教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京 都 教 育 委 員 会

東京 都 教 育 委 員 会

前行署名中「公立小学校」を「公立小学校」に改める。

一の項中「公立小学校」を「公立小学校」に改め、同項(二)中「小、中」の下に

「公立小学校」を「公立義務教育学校」に改め、同項(二)中「小、中」の下に

「、義務教育」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第四号

教 育 事 務 所 庁  
 教 育 事 務 所  
 教 育 庁 出 張 所  
 事 業 所  
 都 立 高 等 学 校  
 公 立 中 等 教 育 学 校  
 公 立 特 別 支 援 学 校  
 公 立 中 学 校  
 公 立 小 学 校  
 公 立 義 務 教 育 学 校  
 公 立 共 同 調 理 場  
 東 京 都 教 育 委 員 会

東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

前行署名中「公立小学校」を「公立小学校  
 公立義務教育学校」に改める。

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第五号

教 育 事 務 所 庁  
 教 育 事 務 所  
 教 育 庁 出 張 所  
 事 業 所

東京都教育委員会職員服務規程（昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十二号）の一

部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

第四条第一項中「又は様式第二号」を削り、同条第三項中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（職員カードの着用）

第四条の二 職員は、職務の執行に当たっては、職員カードを着用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる場合には、職員カードを着用しないことができる。

一 出張して職務を行うとき。

二 所属長の意見を聴取の上、教育長が定める職場において、作業時の安全確保及び衛生管理上の観点から、着用することによって職務の遂行に具体的な支障が生じるとき。

三 その他着用することにより職務の遂行に支障が生じるため、一時的に外す必要があると教育長が認めたとき。

3 職員カードの着用が適当でない場合は、教育長は職員カードとは別の型式を定め、職員に着用させることができる。

4 前三項に定めるもののほか、職員カードの着用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第六条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（障害を理由とする差別の禁止）

第七条の三 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者と障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二

号に規定する社会的障壁をいう。)の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第十三条中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改める。

別記様式第二号を削り、別記様式第三号を別記様式第二号とし、別記様式第四号を別記様式第三号とし、別記様式第五号を別記様式第四号とする。

附則

- この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都教育委員会職員服務規程別記様式第二号による職員カードで、現に発行済みのものは、この訓令による改正後の東京都教育委員会職員服務規程(以下「改正後の規程」という。)別記様式第一号による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお使用することができる。
- この訓令の施行の日から平成二十八年六月三十日までの間、改正後の規程第四条の二第一項に規定する職員カードの着用は、この訓令の施行の際現に教育長が別に定めるところにより発行されたネームプレートの着用をもって代えることができる。

●東京都教育委員会訓令第六号

都立高等学校  
都立中等教育学校  
都立特別支援学校  
都立中学校

東京都立学校職員服務規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。  
(障害を理由とする差別の禁止)

第八条の三 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者と

障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第二条第二号に規定する社会的障壁をいう。)の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第七号

都立高等学校  
公立中等教育学校  
公立特別支援学校  
公立中学校  
公立小学校  
公立義務教育学校  
公立共同調理場

学校職員の休暇処理に関する規程(平成十五年東京都教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

前行署名中「公立小学校」を「公立小学校  
公立義務教育学校」に改める。

別記第一号様式表及び別記第二号様式表中

②本年度の 付与日数	日	日	日
---------------	---	---	---

を

②本年度の付与日数	
日	時間
日	時間
日	時間

に改める。

附則

- この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の学校職員の休暇処理に関する規程別記第一号様式及び別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第八号

東京都教育委員会職員表彰規程（昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

- 教育庁
- 教育事務所
- 教育庁出張所
- 事業所
- 都立高等学校
- 都立中等教育学校
- 公立特別支援学校
- 公立中学校
- 公立小学校
- 公立義務教育学校
- 公立共同調理場

前行署名中「公立小学校」を「公立小学校」「公立義務教育学校」に改める。

東京都教育委員会

第二条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。  
第六条第三項中第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に「二教育監」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第九号

東京都公立学校における再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程（平成十四年東京都教育委員会訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

- 都立高等学校
- 公立中等教育学校
- 公立特別支援学校
- 公立中学校
- 公立小学校
- 公立義務教育学校
- 公立共同調理場
- 東京都教育委員会

前行署名中「公立小学校」を「公立小学校」「公立義務教育学校」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十号

- 教育庁
- 教育事務所
- 教育庁出張所
- 事業所

通勤手当支給規程（昭和三十三年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会  
都立高等学校  
公立中等教育学校  
公立特別支援学校  
公立中学校  
公立小学校  
公立義務教育学校  
公立共同調理場

前行署名中「公立小学校」を「公立小学校」に改める。

公立義務教育学校

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十一号

教育庁  
教育事務所  
教育庁出張所  
事業所  
都立高等学校  
公立中等教育学校  
公立特別支援学校  
公立中学校  
公立小学校  
公立義務教育学校  
公立共同調理場

教育関係職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都教育委員会訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

前行署名中「公立小学校」を「公立小学校」に改める。

公立義務教育学校

第二条第三号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第三条第一号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十二号

休職者給与支給規程（昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

教育庁  
教育事務所  
教育庁出張所  
事業所  
都立高等学校  
公立中等教育学校  
公立特別支援学校  
公立中学校  
公立小学校  
公立義務教育学校  
公立共同調理場  
東京都教育委員会



前行署名中「公立小学校」を「公立小学校 公立義務教育学校」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十三号

教育庁

教育事務所

教育庁出張所

都立高等学校

公立中等教育学校

公立特別支援学校

公立中学校

公立小学校

公立義務教育学校

公立共同調理場

退職手当支給手続規程(昭和三十一年東京都教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

前行署名中「公立小学校」を「公立小学校 公立義務教育学校」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十四号

教育庁

東京都教育委員会職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する規程(平成二十年東京都教育委員会訓令第四十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

前行署名中「公立小学校」を「公立小学校 公立義務教育学校」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十五号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

東京都立学校の経営企画室に関する規程(昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

第二条の前の見出し及び同条を削る。  
第二条の二に見出しとして「(経営企画室の組織)」を付し、同条第一項第二号中「企画管理係長」を「企画管理総括担当」に改め、同条を第二条とする。

附則  
この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 訓 令 (選)

#### ●東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局処務規程（昭和四十四年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都選挙管理委員会

第三条第二項を削る。

第五条第三項及び第五項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 規 則 (人)

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都人事委員会

#### ●東京都人事委員会規則第十二号

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会処務規則（昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「勤務条件」の下に「、研修」を加え、同条第八号中「職階制の立案及び実施」を「職員の退職管理」に改め、同

条第九号中「の勧告に関する」を「、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告する」に改め、同条第十号中「及び勤務成績評定」及び「対し」を削り、同条第十二号中「不服申立ての裁決又は決定」を「審査請求の裁決」に改め、第十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 人事評価の実施に関し任命権者に勧告すること。

第三条第二項を削り、第三項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第五条第四項及び第六項中「係の事務又は」を削る。

第六条の表任用公平部の部任用給与課の款三の項中「及び勤務成績の評定」を削り、

同款四の項中「職階制の計画」を「人事評価の実施に係る勧告」に改め、同款五の項中

「職員の」の下に「人事評価、」を、「、勤務条件」の下に「、研修」を加え、同款六

の項中「給料表の適否」を「給与、勤務時間その他の勤務条件」に改め、同表任用公平

部の部審査課の款二の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同表試験部の部試験

課の款二の項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

別表第一 二の部(一)の款1の項中「同基準(Ⅳ)」を「同基準(Ⅲ)」に改め、同款4の項(1)

中「以上の職」を削り、同項(2)を次のように改める。

(2) 削除

別表第一 二の部(一)の款4の項(3)を次のように改める。

(3) 一般基準の別表15に示す昇任選考のうち、職務分類基準(I)二級職への昇任選考(准看護師二級職選考に限る。)、三級職への昇任選考、四級職への昇任選考(行政専門職選考の一次選考に限る。)、同基準(Ⅱ)二級職、三級職及び四級職への昇任選考、同基準(Ⅲ)二級職、三級職及び五級職への昇任選考実施要綱の承認

別表第一 二の部(一)の款4の項を5の項とし、同款3の項を4の項とし、同款2の項の次に次の項を加える。

3 保健所設置市との人事交流による職員の採用選考に関すること。

別表第一 二の部(二)の項を次のように改める。

(二) 削除

別表第一 二の部(三)の款1の項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候

補者名簿」に、「任用の」を「採用又は昇任の」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 訓令(監)

#### ●東京都監査委員訓令第一号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

- 東京都監査委員 山 加 朱 美
- 東京都監査委員 吉 倉 正 美
- 東京都監査委員 友 渕 宗 治
- 東京都監査委員 筆 谷 勇
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝

第二条第二項を削る。

第五条第五項及び第七項中「係の事務又は」を削る。

別表第二九の項中「、異議の申立て」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 規程(水)

#### ●東京都水道局管理規程第八号

東京都水道局議等の設置及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

東京都水道局議等の設置及び運営に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局議等の設置及び運営に関する規程(平成十四年東京都水道局管理規程第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第一項」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### ●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第一条の表総務部の項中「調査課」を「企画調整課」に、同表サービス推進部の項中「広報サービス課」を「サービス推進課」に改め、同条第二項を削る。

第三条の表総務部の部調査課の項を次のように改める。

#### 企画調整課

- 一 局の事務事業の調査及び改善に関すること。
- 二 東京水道イノベーションプロジェクトの企画、調査、調整及び推進に関すること。
- 三 局の国際展開に係る企画、調査及び調整に関すること。
- 四 出資法人等の海外事業に関すること。
- 五 局の情報化推進に係る企画、調査及び調整に関すること。
- 六 情報システムに係る事務処理に関すること。

同表サービス推進部の部中「広報サービス課」を「サービス推進課」に改める。

別表一を次のように改める。

別表一

経営管理担当部長

企画調整担当部長

設備担当部長

別表二総務部の項中「経営改革推進担当課長」の次に「プロジェクト推進担当課長」を加え、サービスマネジメント推進部の項を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

東京都水道局自家用電気工作物保安規程（平成七年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「係の長」を「課長代理」に改める。

別表中「浄水設備係長」を「浄水設備管理担当」に、「設備管理係長」を「設備管理担当」に、「給水管理係長」を「給水管理担当」に、「配水設備係長」を「配水設備管理担当」に、「電機工事係長」を「設備工事担当」に、「設備管理係長」を「設備管理担当」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十一号

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局庁内管理規程（昭和五十年東京都水道局管理規程第十三号）の一部を次

のように改正する。

別記様式第四号中「~~課長~~」を「~~課長~~」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局庁内管理規程別記様式第四号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程

東京都水道局公印規程（昭和三十七年東京都水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第一項」を削る。

別表第一 五の項中「庶務係長」を「庶務担当」に改め、同表十五の項中「管理係長」を「庶務担当」に、「出納係長」を「出納担当」に改め、同表十九の項中「契約調整係長」を「契約調整総括担当」に改め、同表二十の項中「営業第二係長」を「営業第二担当」に改め、同表二十一の項中「庶務第二係長」を「庶務担当（桜丘庁舎）」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十三号

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局文書管理規程(平成十一年東京都水道局管理規程第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「庶務第二係長」を「庶務担当(桜丘庁舎)」に、同条第三項中「営業第一係長」を「営業第一担当」に、「営業第二係長」を「営業第二担当」に改める。第十条の四中「又は当該到達した電子文書を所掌する係」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十四号

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都水道局電子情報処理規程(平成二十年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第一項」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十五号

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都水道局管理規程第十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「広報サービス課」を「サービス推進課」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局職員被服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員被服規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員被服規程(昭和六十二年東京都水道局管理規程第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第一項」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十七号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「広報サービス課長」を「サービス推進課長」に改める。

第二百九十七条中「係」を「課」に、「所等」を「営業所等」に、「長」を「課長代

理」に、「供用責任者」を「共用責任者」に改める。

第二百九十八条第一項中「供用責任者」を「共用責任者」に改める。

第二百九十九条第一項中「各係」を「共用責任者」に改める。

別記第三十六号様式の九及び第三十六号様式の十中「作成係」を「作成」に改める。

別記第四十一号様式の二中

別記第四十一号様式の二中「係」を「係長」に改める。

別記第四百号様式中「係」を「係長」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程の様式(この規程により改正されたものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

訓令(水)

●東京都水道局訓令第一号

局内一般  
各事業所

東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐勇司

第一条中「局長」を「水道局長(以下「局長」という。)」に改める。

第四条の二第一項及び第三項中「係の事務又は」を削る。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

(障害を理由とする差別の禁止)

第五十一条の二の二 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者と障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利

利益を侵害してはならない。

- 2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第二条二号に規定する社会的障壁をいう。)の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第六十二条第一項中「又は第十九号様式の二」を削り、同条に次の三項を加える。

- 2 職員は、職員カードの有効期限が到来し、又は氏名の変更があつたとき(旧姓使用を行うときを除く。)は、新たな職員カードの交付を受けなければならない。
- 3 職員は、職員カードを紛失又は破損したときは、速やかに職員カード紛失・破損届により届け出なければならない。
- 4 職員は、離職したとき又は新たな職員カードの交付を受けたときは、速やかに職員カードを返還しなければならない。

第六十二条の次に次の一条を加える。

(職員カードの着用)  
第六十二条の二 職員は、職務の執行に当たつては、職員カードを着用しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる場合には、職員カードを着用しないことができる。

- 一 出張して職務を行うとき。ただし、職務の性質上必要である場合を除く。
- 二 作業時の安全確保及び衛生管理上の観点から、着用することによつて職務の遂行に具体的な支障が生じるため、一時的に外す必要があると職員部長が認めたとき。
- 3 前二項に定めるもののほか、職員カードの着用に関し必要な事項は、職員部長が別に定める。

別記第十九号様式の二を削る。

附則

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都水道局処務規程別記第十九号

様式の二による職員カードで、現に発行済みのものは、この訓令による改正後の東京都水道局処務規程（以下「改正後の規程」という。）別記第十九号様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお使用することができる。

3 この訓令の施行の日から平成二十八年六月三十日までの間、改正後の規程第六十二条の二第一項に規定する職員カードの着用は、この訓令の施行の際現に職員部長が別に定めるところにより発行されたネームプレートの着用をもって代えることができる。

●東京都水道局訓令第二号

東京都水道局支所処務規程（昭和三十五年東京都水道局訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐勇司

第二条第三項を削る。

第五条第一項中「局長」を「水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

第十一条第二項を削る。

第十四条第二項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第三号

東京都水道局建設事務所処務規程（昭和三十五年東京都水道局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

局内一般  
各事業所

東京都水道局長 醍醐勇司

第二条第二項を削る。

第五条第一項中「局長」を「水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第四号

東京都水道局水源管理事務所処務規程（平成二年東京都水道局訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐勇司

第二条第二項を削る。

第五条第一項中「局長」を「水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

第十一条第二項を削る。

第十五条第二項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第五号

東京都水道局浄水管理事務所処務規程（昭和三十九年東京都水道局訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

局内一般  
各事業所

東京都水道局長 醍醐 勇 司

第二条第二項を削る。

第五条第一項中「局長」を「水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

第十二条第二項を削る。

第十六条第二項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第六号

局 内 一 般  
各 事 業 所

東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程（平成十四年東京都水道局訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

第二条第二項を削る。

第五条第一項中「局長」を「水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

第十三条第二項を削る。

第十七条第三項中「係の事務又は」を削る。

第二十一条第二項を削る。

第二十五条第二項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第七号

局 内 一 般

各 事 業 所

東京都水道局研修・開発センター処務規程（平成十七年東京都水道局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

第二条第二項を削る。

第五条第一項中「局長」を「水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第八号

局 内 一 般  
各 事 業 所

東京都水道局水運用センター処務規程（昭和五十四年東京都水道局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

第二条第二項を削る。

第四条第一項中「局長」を「水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第五条第三項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第九号

局 内 一 般  
各 事 業 所

東京都水道局水質センター処務規程（昭和四十九年東京都水道局訓令第十五号）の一



部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

第二条第二項を削る。

第五条第一項中「局長」を「水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001